

畜産－167  
令和6年4月23日

秋田県畜産農業協同組合 代表理事組合長  
県内各酪農農業協同組合 代表理事組合長  
秋田県家畜商業協同組合 理事長  
秋田県動物薬品機材協会 会長  
株式会社秋田県食肉流通公社 代表取締役社長  
株式会社ミートランド 代表取締役社長  
あきた総合家畜市場株式会社 代表取締役社長  
公益社団法人秋田県農業公社 理事長  
公益社団法人秋田県獣医師会 会長  
一般社団法人秋田県配合飼料  
価格安定基金協会 理事長  
秋田県農業共済組合 組合長理事  
全国農業協同組合連合会 秋田県本部長  
秋田県養豚協会 会長  
秋田県養鶏協会 会長

様

秋田県農林水産部長  
(公印省略)

#### 連休期間における家畜防疫対策等の徹底について（通知）

令和6年4月19日付け6消安第624号により農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、あらゆる機会を利用し、次のことを貴団体の会員農家や畜産関係者に対し、防疫対策等の徹底について別添リーフレット等をご活用の上、御指導くださるようお願いいたします。

- 1 畜産関係者の海外渡航の自粛、外国人技能実習生による畜産物の持込禁止
- 2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込み防止の徹底
- 3 畜舎や飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等へのネット等の設置、畜舎の壁や天井等の穴、隙間等の破損の有無の点検、修繕など野生動物の誘因防止及び侵入防止対策の徹底
- 4 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

秋田県農林水産部畜産振興課 家畜衛生チーム 李  
TEL. 018-860-1808 FAX. 018-860-3822  
E-mail: Ri-Eiki@pref.akita.lg.jp



## 畜産物の違法な持ち込み防止に関する啓発資料



### ○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット(畜産物及び植物輸入関係)

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(クメール語 (カンボジア語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ビルマ語 (ミャンマー語))

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



同内容の HTML 版ページ (植物防疫所ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>



## 農場内への立入禁止に関する啓発資料



[https://twitter.com/MAFF\\_JAPAN/status/1775454618757345465](https://twitter.com/MAFF_JAPAN/status/1775454618757345465)

## アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止に関する啓発資料（農場向け）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/doue/attach/pdf/asf-63.pdf>

## 家畜の伝染病の侵入防止に関する啓発資料

(日本語)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/doue/katiku\\_yobo/attach/pdf/index-409.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/doue/katiku_yobo/attach/pdf/index-409.pdf)

(英語)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/attach/pdf/index-412.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/index-412.pdf)

(韓国語)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/attach/pdf/index-411.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/index-411.pdf)

### アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止に関する啓発資料（旅行者向け）



(日本語)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-71.pdf>

(英語)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-76.pdf>

(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-74.pdf>

### 伝染性疾病に関する情報（発生状況等）

#### ○高病原性鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

#### ○豚熱に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

#### ○アフリカ豚熱に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

#### ○口蹄疫に関する情報

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

### 連休期間における家畜防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に係る防疫対策については、「年末年始及び春節時期における家畜防疫対策の徹底について」（令和5年12月21日付け5消安第5540号農林水産省消費・安全局長通知）等により、農場における飼養衛生管理を徹底し病原体の侵入防止を図るよう御指導をお願いしてきたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年11月25日以降、9県10事例が確認されていますが、4月に入っても国内の野鳥における本病ウイルスの検出事例が散見されており、依然として警戒が必要です。

豚熱については、北海道及び九州を除いて、野生いのししにおいて広く浸潤しています。また、昨年8月の佐賀県の事例では、野生いのししの感染が見つかっていない地域における発生であったことから、人又は物によって同病が伝播したことが疑われました。これらのことから、いずれの地域においても、農場における飼養衛生管理の徹底を基本とした上で、ワクチン接種推奨地域における適時・適切なワクチン接種の励行・野生いのしし対策の強化を図ることが重要となっています。

アフリカ豚熱や口蹄疫については、中国、韓国等の近隣国を含むアジア地域に広く浸潤しています。インバウンドが回復しアジア地域からの入国者は一層増加しており、我が国が輸入を禁止している肉製品等を含む入国者の携帯品や国際郵便物等を介して、これらの疾病が侵入するリスクは非常に高まっています。さらに、日本との往来の多い韓国の釜山広域市において、昨年12月以降、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の感染が続発するなど、同病に対する警戒レベルが高まっています。

これから大型連休を迎え、我が国と諸外国との人の往来や国内における人の動きが活発化することから、水際対策の強化、農場における飼養衛生管理の徹底等の家畜伝染病の発生予防対策及び発生時における迅速な防疫措置による適切なまん延防止を図る必要があります。

これらのことを踏まえ、貴職におかれましては、特に下記事項について、家畜の所有者、飼養衛生管理者等を始めとする畜産関係者、市町村、関係機関及び関係団体に周知し、当該事項の徹底が図られるよう御指導いただくとともに、貴都道府県における注意喚起や体制の確認等防疫対策に万全を期すよう改めてお願いいたします。

## 記

### 1 農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見

(1) 畜産関係者は、農林水産省のウェブサイト等により、海外におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の発生状況を把握するとともに、これらの疾病の非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避け、帰国時に衣服や靴の消毒等適切な措置を実施すること。

(2) 外国人技能実習生等の外国人従業員が従事する農場においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等はもとより、農場で使用する作業服、器具等が母国を含む海外から携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、飼養衛生管理者から当該従業員等への指導を徹底すること。

なお、従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

(3) 農場においては、飼養衛生管理基準に基づく病原体の侵入防止対策を徹底すること。特に、観光客を含め、家畜の飼養管理に関係のない者が衛生管理区域に立ち入ることのないよう、看板等による掲示を徹底すること。

また、野生いのししの活動が活発化する時期であること等を踏まえ、農場内及び周囲において野生動物が隠れることができる場所を作らないこと、飼料等のこぼれを放置しないこと、畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等へのネット等の設置、畜舎壁、天井等の穴、隙間等の破損の有無についての点検と不備があった場合の修善など、野生動物の誘引防止及び侵入防止を徹底すること。

(4) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱及び口蹄疫の特定症状の早期発見に努め、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。

### 2 家畜伝染病の発生予防に関する旅行者等への注意喚起

家畜伝染病の発生を防止するためには、畜産関係者だけでなく、旅行者や観光者等も含めて、「農場に立ち入らないこと」や「野生動物が保有する病原体

を伝播させないこと」について注意喚起することが有効であることから、都道府県においては、関係部局が連携し、農場等の畜産関係施設のほか、旅行者、観光客等が多く利用する場所・施設において、広報物やウェブサイト等を活用した注意喚起を図ること。なお、注意喚起を行う際には、別紙のリーフレット等を活用いただきたい。

### **3 大型連休中における迅速な防疫措置に必要な都道府県等における体制等の確認**

- (1) 都道府県の各部局及び関係機関、市町村、関係団体等との緊急連絡体制を確保するとともに、防疫措置に必要な人員の動員、資材・機材の調達、情報・広報、各種調整等に係る関係者の役割を確認すること。
- (2) 適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を実施すること。
- (3) 防疫措置を迅速かつ的確に実施できるよう、防疫措置に要する動員の体制、初動対応に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な機材、運搬車等の確保状況を確認すること。特に資材については、防疫措置の規模・発生件数に応じて追加の調達が必要となることから、休日であっても速やかに当該調達を行うことができるよう、調達先との緊急連絡体制を確保すること。



# 来日するあなたへお願い



## 肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



**国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らない**

**ように伝えてください。**

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・ 日本に来る前 1 週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから 1 週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3 年以下の懲役又は 300 万円以下（法人の場合は 5,000 万円以下）の罰金等）の対象になります。

・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。

・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

農林水産省

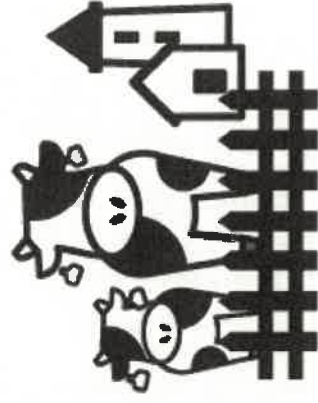


動物検疫 植物防疫

# STOP



**農場は立入禁止!**



**病原体は人や車に付着**

# アフリカ豚熱

## そこまできています

発生を未然に防ぐことが  
日本の養豚を守るために極めて重要です。

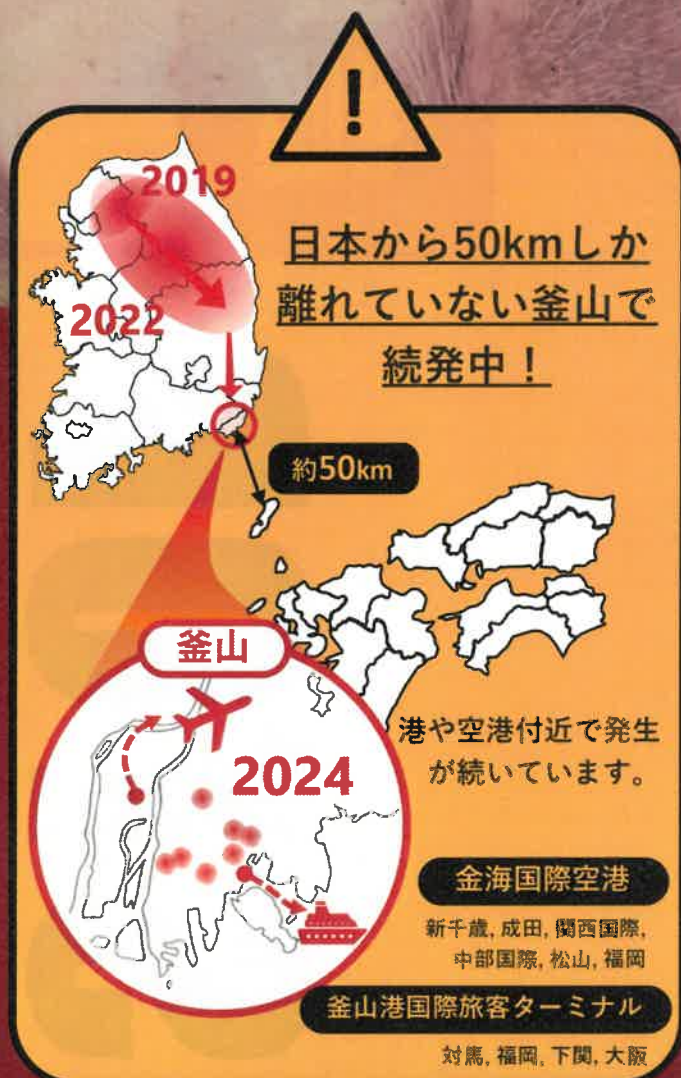
皮膚の出血や全身のチアノーゼが  
特徴。他には食欲不振・沈鬱等。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、

## すぐに農場の 衛生対策を再点検！

- ⚠ 致死率はほぼ**100%**
- ⚠ 中国で発生による死亡・殺処分により  
豚の飼養頭数が**4割減少**
- ⚠ 周辺農場も殺処分の可能性

⚠ 有効な治療法や  
ワクチンはない



# 1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などが無い定期的に点検。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

養豚場の

**重点対策**

MAFF  
農林水産省



## 2 農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。  
車体、タイヤ周りや溝の汚れを  
しっかり落とす。

## 3 更衣・履き替えの徹底



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。



**豚肉・豚肉製品を絶対に豚に与えない・捨てない！**  
従業員にも周知・徹底を！



# 家畜の伝染病の 侵入防止への 協力のお願い



今、世界では<sup>ぶたねつ</sup>アフリカ豚熱と<sup>こうていえき</sup>口蹄疫という家畜の伝染病のまん延が大きな問題となっています。  
これらは、肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大します。  
これらが日本に侵入すれば、畜産物の安定供給に深刻な悪影響を与えるおそれがあります。  
国内への侵入を防ぐため、皆様の協力が必要です。

## 01 アフリカ豚熱、口蹄疫とは

### <sup>ぶたねつ</sup>アフリカ豚熱 (ASF)



#### 特性

- 致死率はほぼ100%（甚急性型、急性型の場合）
- ウイルスは長期間にわたって環境中に生存（冷凍なら1,000日以上も）
  - pH4～11でも、血液や糞便中でも、豚肉や加工品（塩漬ハム等）の中でも生存できる

#### 予防・治療

- 有効な治療法や予防法はない、ワクチンはない

#### 損害

- 中華人民共和国で死亡・殺処分により飼養頭数が4割減り、豚肉価格が2倍以上に（2019年の事例）

### <sup>こうていえき</sup>口蹄疫 (FMD)



#### 特性

- 口や蹄にできた水疱が痛くてエサを食べなくなり、産業動物としての価値が著しく低下
- ウイルスの感染力が極めて強い
  - 空気感染する（風に乗って60km以上離れた農場に移った例も）
  - 豚1頭が1日に排出するウイルス量は牛を最大1,000万頭感染させる量に相当

#### 予防・治療

- 有効な治療法はない、ワクチンはあるが感染自体は防げない

#### 損害

- 過去に国内で30万頭の牛・豚を殺処分し、2,350億円の被害（2010年の発生に関する宮崎県の試算、関連産業含む）

※ いずれの病気も人への感染の心配はない<sup>注</sup>

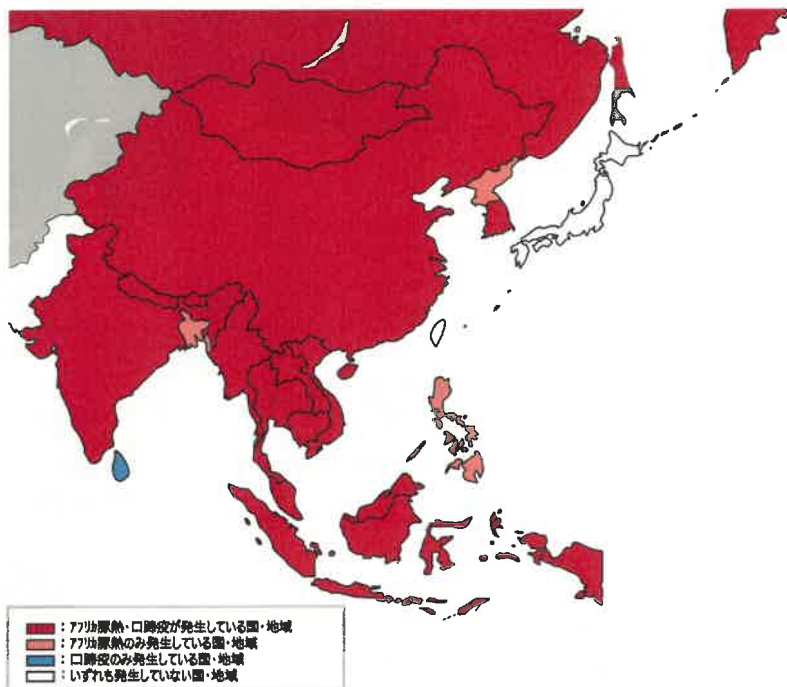
注：海外では口蹄疫ウイルスに極めて濃厚に接して感染した事例がごくまれに報告されるが、通常の生活の中で人に感染することはない。  
万が一感染した場合は軽い発熱や口内炎になる程度で速やかに回復し、死亡例はない。

## 02

## アジアでの発生状況

- アフリカ豚熱は、2018年に中国に侵入後、**アジア各国に拡大**。
- 口蹄疫は、**多くの国で継続的に発生**。
- **いずれの病気も発生していないのは日本や台湾などごく限られた国・地域※。**

※ 日本や台湾では過去に口蹄疫が発生したことがあるが、その後清浄化している。



アフリカ豚熱の初発生年

| 国・地域名                                                         | 初発生年  |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| 中国                                                            | 2018年 |
| 香港、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム<br>ラオス、カンボジア、フィリピン、ミャンマー<br>インドネシア、東ティモール | 2019年 |
| インド                                                           | 2020年 |
| マレーシア、タイ、ブータン                                                 | 2021年 |
| ネパール                                                          | 2022年 |
| シンガポール、バングラデシュ                                                | 2023年 |

口蹄疫発生国・地域

| 国・地域名                                                                                                    | 発生年   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 中国(2)、ロシア(1)、ベトナム(28)<br>カンボジア(41)、マレーシア(21)、タイ(47)<br>インド(105)、ブータン(24)、ネパール(40)<br>モンゴル(102)、スリランカ(36) | 2021年 |
| 中国(1)、カンボジア(24)、タイ(108)<br>マレーシア(28)、インドネシア(不明)<br>インド(103)、ブータン(3)、ネパール(66)<br>モンゴル(3)、スリランカ(57)        | 2022年 |
| 中国(4)、韓国(11)、ネパール(15)<br>カンボジア(3)、マレーシア(7)<br>インドネシア(不明)                                                 | 2023年 |

注：検査体制や、まん延により報告が十分でない場合やワクチンにより発生が見えにくく汚染状況と発生数が一致していない場合がある。

## 03

## 侵入を防ぐためにできること

## 1 海外から肉の入った食品を持ち込まない

- 感染した肉を**動物が食べる**と感染
- 不法持込された肉製品から**生きたアフリカ豚熱ウイルス**を発見

持込禁止



## 2 野外に肉の入った食品を捨てない

- ハイキングのお弁当やバーベキューの**食べ残し、ごみ**からも感染
- アフリカ豚熱に感染した肉の入っていた**トレイをイノシシが舐めた**だけで感染
- 海外では**野生イノシシでアフリカ豚熱がまん延**し、根絶が困難に

野外放置禁止



## 3 帰国後1週間は動物に近づかない

- **服や靴についたウイルス**を介しても感染



海外からの旅行者の皆様へ

# アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に  
近寄らないようにしましょう。



4

野生イノシシや罾・柵がある地点に  
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは  
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



# STOP



## 農場は立入禁止!



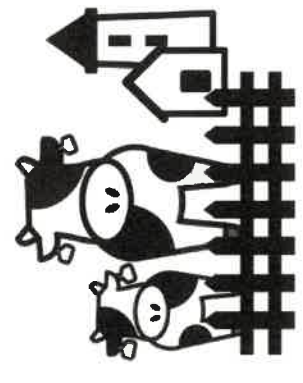
## 病原体は人や車に付着



# STOP



**農場は立入禁止!**



**病原体は人や車に付着**

